

善衆会病院訪問リハビリテーション利用料金

○介護保険

介護度		単位数
要支援1、2	予防訪問リハビリテーション費	298単位/回
	サービス提供体制強化加算（I）	6単位/回
	短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日
	退院時共同指導加算	600単位/回
	口腔連携強化加算	50単位/月1回
	予防訪問リハビリテーション計画診療未実施減算	-50単位/回
	予防訪問リハビリ12月超減算（13ヶ月目から算定対象）	-30単位/回
	高齢者虐待防止未実施減算	-3単位/回
要介護1～5	訪問リハビリテーション費	308単位/回
	サービス提供体制強化加算（I）	6単位/回
	短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日
	認知症短期集中リハビリテーション加算	240単位/日
	退院時共同指導加算	600単位/日
	口腔連携強化加算	50単位/月1回
	リハビリテーションマネジメント加算（イ）	180単位/月
	リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	213単位/月
	事業所の医師が利用者等に説明し利用者の同意を得た場合	270単位/月
	訪問リハビリテーション計画診療未実施減算	-50単位/回
	高齢者虐待防止未実施減算	-3単位/回

- ・1回20分です。1日に40分の訪問リハビリを実施する場合は2回分となります。
- ・1ヶ月の合計単位に10.17をかけた数字が利用料金となります。
- ・算出された利用料金に対し、ご本人の負担割合に応じた額が負担分となります。
- ・上記料金に短期集中加算や未実施減算などが加わる場合、料金は変動します。
- ・短期集中リハビリ実施加算は退院（所）日又は認定日から3ヶ月間の算定となります。
- ・認知症短期集中リハビリ実施加算は退院（所）日又は訪問開始日から3ヶ月間の算定となります。

○医療保険

	点数
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料	300点/回

- ・1回20分です。40分の訪問リハビリを実施する場合は300点×2＝600点となります。
- ・ご本人の負担割合によって、料金は変化します。